

○京丹後市てんきてんき村関連施設条例

平成17年12月26日

条例第49号

(設置)

第1条 豊かな自然とふれあい、農山漁村の生活文化の実践及び体験を通して市民と都市住民との交流を図り、もって農林漁業の振興及び地域の活性化並びに住民福祉の増進に資するため、京丹後市てんきてんき村関連施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 京丹後市てんきてんき村関連施設（以下「てんきてんき村関連施設」という。）の名称及び位置は、別表第1に定めるとおりとする。

(管理及び運営)

第3条 市長は、てんきてんき村関連施設を常に良好な状態にあるよう管理し、第1条の設置目的に応じて効率的に運営するよう努めなければならない。

(利用の許可)

第4条 てんきてんき村関連施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、てんきてんき村関連施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、てんきてんき村関連施設の利用を許可しない。

- (1) その利用がてんきてんき村関連施設の設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、てんきてんき村関連施設の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、てんきてんき村関連施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

い。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はてんきてんき村関連施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 利用の許可の条件又は係員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和4年京丹後市規則第65号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) てんきてんき村関連施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者又は入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると

認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にてんきてんき村関連施設の管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項に規定する指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) てんきてんき村関連施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) てんきてんき村関連施設の施設内外の原状回復に関する業務
- (3) 第4条に規定する施設の利用の許可に関する業務
- (4) てんきてんき村関連施設の使用料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 前項の規定により市長が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第3条から第5条まで、第7条及び第8条並びに第10条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の管理の基準)

第15条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、この条例及び規則を遵守し、適正にてんきてんき村関連施設の管理を行うこと。
- (2) てんきてんき村関連施設の設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。

(利用料金の収受)

第16条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に、てんきてんき村関連施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(てんきてんき村関連施設の設置並びに管理に関する条例の廃止等)

- 2 てんきてんき村関連施設の設置並びに管理に関する条例（平成4年丹後町条例第30号。以下この条において「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例の施行日前に前項の規定による廃止前の旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年3月5日条例第11号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成20年規則第28号で平成20年7月8日から施行)

附 則（平成28年2月25日条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月25日条例第36号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の京丹後市弥栄機業センター条例の規定、第2条の規定による改正後の京丹後市織物センター条例の規定、第3条の規定による改正後の京丹後市天女の里交流施設条例の規定、第4条の規定による改正後の京丹後市小町公園条例の規定、第5条の規定による改正後の京丹後市浅茂川温泉静の里条例の規定、第6条の規定による改正後の京丹後市丹後半島森林公園条例の規定、第7条の規定による改正後の京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の規定、第8条の規定による改正後の京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例の規定、第9条の規定による改正後の京丹後市かぶと山虹の家条例の規定、第10条の規定による改正後の京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例の規定及び第11条の規定による改正後の京丹後市てんきてんき村関連施設条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
京丹後市農林漁業体験実習館、地域休養施設（はしうど荘）	京丹後市丹後町間人632番地の1

京丹後市郷土文化保存伝習施設（伝習館）	京丹後市丹後町間人 6 3 3 番地の 1
京丹後市体験農業園地等管理施設（管理棟）	京丹後市丹後町竹野 2 8 0 番地
京丹後市てんきてんき村オートキャンプ場	京丹後市丹後町竹野 3 4 2 番地
京丹後市てんきてんき村多目的広場	京丹後市丹後町竹野 2 8 9 番地
京丹後市道の駅（てんきてんき丹後）	京丹後市丹後町竹野 3 1 3 番地の 1
京丹後市碓高原ステーキハウス	京丹後市丹後町碓 1 番地
京丹後市宇川温泉よし野の里	京丹後市丹後町久僧 1 5 6 2 番地
京丹後市海浜植物観察園	京丹後市丹後町間人 6 8 番地の 1
京丹後市高嶋園地	京丹後市丹後町上野 7 2 9 番地

別表第 2（第 9 条、第 1 6 条関係）

てんきてんき村関連施設使用料

利用施設		利用時間	単位		使用料 (円)	摘要
はし うど 荘	個室	1 5 : 0 0 ~ 翌日 1 0 : 0 0	1 泊	3 歳以上の者 1 人に つき	6, 0 0 0	
				3 歳未満の者 1 人に つき	1, 0 0 0	
		9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	4 時間以内	1 室につき	2, 2 4 0	
			1 時間（4 時間を超 える場合）		5 6 0	
	研修室	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	4 時間以内	1 室につき	3, 5 6 0	
			1 時間（4 時間を超 える場合）		8 9 0	
	浴室	1 1 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	1 回	1 人につき	5 5 0	宿泊を伴 う場合は、 個室使用 料の中に 含まれる。
伝習	多目的	9 : 0 0 ~ 1	4 時間以内	1 室につき	3, 5 6	

館	研修室	8：00			0	
			1時間（4時間を超える場合）		890	
	体験室		4時間以内	1室につき	2，240	
			1時間（4時間を超える場合）		560	
	体験実習	一式			実費	
てんきてん き村オート キャンプ場	11：00～ 翌日10：00	1区画（宿泊利用）	電源付	5，000		
			電源無	4，000		
	9：00～17：00	1区画（デイ利用）	電源付	2，500		
			電源無	2，000		
てんきてん き村多目的 広場	9：00～18：00	4時間以内		2，240		
		1時間（4時間を超える場合）		560		
	11：00～ 翌日10：00	テント1張（キャンプ利用）		4，000		
宇川 温泉 よし 野の 里	宿泊室	15：00～ 翌日10：00	1泊	1人につき	3，000	左欄の合 計額
				1室につき	12，000	
	浴室	10：00～ 21：00	1回	1人につき	550	宿泊を伴 う場合は、 宿泊室使 用料の中

						に含まれる。			
	大広間	9：00～18：00	4時間以内	1室につき	3，560				
			1時間（4時間を超える場合）		890				
	加工試作室		4時間以内	1室につき	2，240				
			1時間（4時間を超える場合）		560				
	ゲートボール場		4時間以内	1面につき	1，320				
			1時間（4時間を超える場合）		330				
	宿泊棟 広間		4時間以内	1室につき	3，120				
			1時間（4時間を超える場合）		780				
高嶋園地	駐車場	9：00～18：00	1日	バス等の大型車1台につき	2，000				
				大型車以外1台につき	1，000				
	オートキャンプ場	11：00～翌日10：00	1区画（宿泊利用）	電源付	5，000				
				電源無	4，000				
				9：00～17：00	1区画（デイ利用）		電源付	2，500	
							電源無	2，000	

備考

- 1 はしうど荘個室及び研修室、伝習館、てんきてんき村多目的広場、宇川温泉よしの里大広間、加工試作室、ゲートボール場及び宿泊棟広間の利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。
- 2 はしうど荘個室及び研修室、伝習館、てんきてんき村多目的広場、宇川温泉よしの里大広間、加工試作室、ゲートボール場及び宿泊棟広間の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。
- 3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。